

県立総合体育館
トレーニング機器賃貸借契約に係る入札説明書

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

長崎県教育庁体育保健課

電話番号 095-894-3392

FAX 095-894-3478

入 札 説 明 書

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号、物件名及び数量等
番 号 7 教体第156号
物 件 名 県立総合体育館トレーニング機器賃貸借契約
数量、規格 別紙仕様書のとおり
- (2) 物品の借入期間
令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで (60 ヶ月)
- (3) 物品の納入場所 県立総合体育館 (長崎市油木町 7 - 1)

2 入札参加資格及び参加条件

- (1) 入札参加資格
 - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第167 条の 4 第 1 項各号いずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
 - イ 令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示 (平成17年長崎県告示第474号) に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和 7 年 7 月 7 日 (月) 現在で有している者であること。
 - エ この公告の日から 5 の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - オ この公告の日から 5 の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (2) 入札参加条件
 - ア (1) の入札参加資格を有する者であること。
 - イ 当該賃貸借契約を確実に履行できる者であること。
 - ウ 本入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める「一般競争入札参加申請書」を令和 7 年 7 月 4 日 (金) の 13 時 00 分までに 10 の部局に提出すること。また、仕様書に示す想定機種とは異なる物品を納入しようとする場合は、当該物品が要求する仕様を充足していることを証する「同等品承認願」を令和 7 年 6 月 30 日 (月) の 17 時 00 分までに 10 の部局に提出すること。提出方法は、E メール等にて提出すること。

3 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、以下のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
入札実施の公告の日から令和 7 年 6 月 30 日 (月) までの 9 時 00 分から 17 時 00 分まで (県の休日を除く。)
- (2) 受付場所 10 に掲げる場所

(3) 質問方法

Eメール等にて提出することを原則とすること。なお、提出後は、必ず提出先に着信の確認をすること。

(4) 質問に対する回答

令和7年7月2日(水)17時00分までに以下の長崎県ホームページ「業務委託・賃貸借契約」にて行う。

URL:<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsu-joho/gyomu-itaku/index.html>

【注意事項】

- 質問書は別添様式第3号を参考に作成すること。
- 質問者に内容確認を行う場合があるので、担当者名及び電話番号は必ず記載すること。
- 入札説明会は行わない。

4 同等品承認願、質問書の提出について

同等品承認願については、「同等品承認願(様式第2号)」を質問書については、「質問書(様式第3号)」をEメール等にて提出すること。なお、提出後は必ず着信の確認をすること。

(提出場所) 長崎県教育庁体育保健課

(Eメール) s40050アットマークpref.nagasaki.lg.jp

下線部の「アットマーク」は、「@」に置き換えてください。

(FAX) 095-894-3478

(提出期限) 令和7年6月30日(月)17時まで

5 入札の日時及び場所

(日時) 令和7年7月7日(月) 10時00分

(場所) 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟3階307会議室

(提出方法) 直接(電送及び郵送による入札は認めない。)

なお、入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期する場合もあるので、事前に10の部局に確認すること。

6 入札の方法等

(1) 競争入札参加申請書等の審査申請

ア 競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書(様式第1号)を令和7年7月4日(金)13時00分までに、10の部局に提出しなければならない。

また、仕様書に定める想定機種以外での入札を希望する場合は、物品が要求する仕様を充足していることを証する同等品承認願(様式第2号)を令和7年6月30日(月)17時00分までに提出すること。提出は、Eメール等にて提出すること。なお、提出した書類について、説明を求められたときには、これに応じること。

イ 審査が完了次第速やかに結果の連絡を行う。同等品承認願が不合格の場合、物品を変更し、再度県の審査を受けることができる。ただし、提出期限(令和7年6月30日(月)17時00分)後の修正、再提出はできないため、できるだけ期限に余裕を持って提出すること。なお、入札後、機能等証明書の記載誤り、記載漏れなどにより仕様書の機能を充足していないことが明らかになった場合は、入札公告13(9)に該当するものとし、入札は無効とする。

(2) 委任状の記載

代表者本人以外の者(代理人)が入札する場合は、代表者本人の委任状を入札当日に必ず提出すること。

【注意事項】

- 委任状、委任事項は別添様式第5号を参考に作成すること
- 代理人の印鑑は、入札書に使用する印鑑と同一のものとすること。

(3) 入札書の記載

- ア 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書(様式第4号)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。
- ウ 入札書には、本賃貸借契約に必要な60ヶ月の賃貸借料、機器の設置・調整・操作指導料及びLAN接続費等、すべての経費の総額を記入すること。
- エ 入札金額(首標数字)は訂正することができない。
- オ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができない。
- カ 代理人が入札する場合は、本人の委任状(様式第5号)を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

【注意事項】

- 代理人が入札をする場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用すること。
- 入札金額は、履行期間60ヶ月分の全体の契約希望金額を記入すること。なお、金額は契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。支払は原則として契約金額の月額相当額を毎月支払うものとする。
- 入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入して提出すること。
- 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- 入札書の宛名は長崎県知事 大石賢吾 宛とすること。
- 入札書は別添様式第4号を用いること。

(4) 入札の方法

- ア 電送及び郵送による入札は認めない。
- イ 入札回数は、3回を限度とする。
- ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

【注意事項】

- 第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。この間、入札室から退室及び本社等との協議は出来ないので注意すること。よって、第3回目入札及び見積額まで準備しておくことが望ましい。
- 2回目以降を辞退する場合でも入札終了まで退室できないものとする。

(5) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次のアからケにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札をしたとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- サ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- セ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ソ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（6）落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- 3回目の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行う場合がある。

7 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 免除する。

（2）契約保証金

- ア 契約保証金等は、契約締結までに提出すること。
- イ 契約金額（消費税及び地方消費税込額を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 - ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約と同種、同規模の契約の履行証明等（2件以上）を提出したとき。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
 - a. 2,000万円以上
 - b. 2,000万円未満 500万円以上
 - c. 500万円未満
- ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- 契約保証金の免除にかかる上記イの書類は、令和5年4月1日～令和7年7月6日までに履行完了した契約にかかる発注者の履行証明書等とする。
- 契約保証金の免除手続きは、別添様式第6号を参考に免除申請書を作成し、必要書類を添えての10部局へ提出すること

8 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から7日以内（落札日の翌日から起算して6日）に契約締結できるような手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではないこと。
- (3) その他の入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

9 支払について

賃貸借料は当該1ヶ月分をその翌月に請求し、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

なお、月額賃貸借料を以下のとおり算定する予定であるので、留意すること（契約が月の途中で解除された場合には、その月の賃貸借料は日割り計算により算定する。）。

$$\text{月額賃貸借料} = \text{契約金額} (\text{落札金額} \times 1.1) \div 60\text{月}$$

10 その他

当該契約事務に関する担当部局

- （住所） 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
- （名称） 長崎県教育庁体育保健課（総務管理班）
- （電話） 095-894-3392
- （FAX） 095-894-3478